

放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年四月十二日

小川敏夫

参議院議長 千景殿



放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問主意書

アイソトープ取扱施設の排気浄化装置においては、放射性ヨウ素の除去用として活性炭フィルタ（チャコールフィルタ）が設置されている。平成十二年十月二十三日付科学技術庁放射線安全課長通知では、チャコールフィルタの原則値として、厚さ五センチメートルのものの透過率を〇・一に、厚さ二・五センチメートル以上五センチメートル未満のものの透過率を〇・二と定めている。

ところが、現在及びこれまで当該装置に使用されているチャコールフィルタについて、原則値の性能を有していることが実証されないまま使用され、その結果として能力を充足しないチャコールフィルタの使用が見逃されて、基準を超える放射性ヨウ素が排出されているおそれがある。

そこで、以下質問する。

一 チャコールフィルタについて、原則値の性能を有することをどのように確認しているのか、明らかにされたい。

二 原則値の性能を有していないチャコールフィルタが使用されているおそれがあると考えるが、政府の見解を明らかにするとともに、今後の基本的な方針と具体的対応策を示されたい。

右質問する。

